

○新宮町創業融資資金利子補給補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日
新宮町告示第 68 号

(目的)

第 1 条 この告示は、創業時の負担軽減と経営の安定化を図り、町内における新たな創業を支援するため、創業に必要な資金の融資を受け町内で事業を行う者に対し、当該融資に係る利子の一部を予算の範囲内で補助することについて、新宮町補助金等交付規則（平成 9 年新宮町規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる融資)

第 2 条 この告示の対象となる融資（以下「融資」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福岡県中小企業振興資金融資制度要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日施行）第 6 条第 3 号に規定する新規創業資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫が実施する国民生活事業のうち創業支援に係る融資

(補助対象者)

第 3 条 この告示の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、融資を受け町内において創業する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人の場合には登記簿の本店、個人の場合には事業活動の本拠地が町内である者
- (2) 納付期限の到来した町税を完納している者
- (3) 新宮町経営発達支援計画に記載されている創業支援を受け、当該創業支援を受けたことを証する書類を受領している者
- (4) 新宮町暴力団排除条例（平成 2 2 年新宮町条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員でない者
- (5) この告示に基づく補助金の交付を過去に受けていない者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、融資に係る利子額の初回返済月から 1 年間分の合計額とし、算出した額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。ただし、上限額

を10万円とする。

(資格の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金融機関から融資が実行された後、速やかに新宮町創業融資資金利子補給補助金資格承認申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(資格の承認)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を受ける資格の可否を決定したときは、その決定の内容を新宮町創業融資資金利子補給補助金資格承認(否認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請等)

第7条 前条の規定により資格の承認を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、融資に係る利子額の初回の返済から起算して12回目の支払いを終えた後、新宮町創業融資資金利子補給補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請及び請求(以下「交付申請等」という。)をしなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請等を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、新宮町創業融資資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、新宮町創業融資資金利子補給補助金却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に受けた融資について適用する。